

視覚障がい等により活字の読書が困難な人への資料提供に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加古川市立図書館運営規則(昭和46年5月20日教育委員会規則第2号)(以下「運営規則」という。)に定めのない視覚障がい等により活字の読書が困難な人への資料提供及びその利用に関して必要な事項を定めるものである。

(実施内容)

第2条 加古川市立図書館で行う視覚障がい者等へのサービス(以下「本サービス」という。)は次のとおりとする。

- (1) サピエ(全国視覚障害者情報提供施設協会が運営するネットワーク)に加盟している図書館等の団体や施設に所蔵している点字資料又は録音資料を借受けして、利用希望者に提供すること。
- (2) 利用者がサピエに個人登録を行い、利用するための支援を行うこと。

(利用対象)

第3条 本サービスの利用対象者は以下の各号を満たすものとする。

- (1) 加古川市内に居住すること
- (2) 視覚障がい等の理由により、活字による読書が困難であること
- (3) 障害者手帳の発行を受けていること

2 ただし、第1項の各号を満たさない場合においても、館長が特に必要と認める時は利用対象とすることができる。

(利用方法)

第4条 本サービスを利用するためには加古川市の図書館で利用登録していることを前提とし、障害者手帳の写しを提出しなければならない。

2 利用登録の申込み及び障害者手帳の写しの提出は郵送又は代理者による場合も可能とする。

(貸出点数及び期間)

第5条 本サービスにおいて利用できる貸出点数は10点以内とし、期間は3週間以内とする。

(貸出及び返却方法)

第6条 資料の貸出及び返却については次のいずれかによるものとする。

- (1) 郵送 郵便局への持込み又は郵便ポストへの投函による場合
- (2) 来館 本人又は代理の者による場合

(貸出及び返却にかかる費用)

第7条 貸出及び返却にかかる郵送費用については次のとおりとする。

- (1) 点字資料 無料

(2) 録音資料 視覚障害 1 級及び 2 級の者については無料とし、3 級以下の者については利用者による実費負担とする。

2 来館による場合はすべて無料とする。

(実施館)

第 8 条 本サービスの実施は中央図書館で行うものとする。

附 則 この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。